

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の実施状況について

墨田区では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代育成支援法」という。）第19条第1項に基づき、特定事業主行動計画として『墨田区職員のための仕事と子育て両立支援プラン＜令和7年度～令和11年度＞』（以下「仕事と子育て両立支援プラン」という。）を策定しています。

仕事と子育て両立支援プランには、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標等を定めており、次世代育成支援法第19条第6項に基づき、その実施の状況等について公表することとしています。

仕事と子育て両立支援プランの実施状況は、次のとおりです。

《数値目標》

- 1 職員1人あたりの年次有給休暇取得割合を、付与日数の80%以上とする。
年次有給休暇を年5日以上取得する職員※の割合を100%とする。
※ 年10日以上有給休暇が付与される職員に限る。
- 2 育児休業の取得率を、希望する職員の100%とする。
子が出生した男性職員の取得率を85%とする。
男性職員で育児休業を取得した者のうち、1月を超える育児休業を取得した職員の割合を75%とします。
- 3 職員1人あたりの平均超過勤務時間を、年48時間（月平均4時間）以下とする。

《実施状況》

- 1 令和7年度の職員の年次有給休暇平均取得割合は、89.5%でした。
令和7年の年次有給休暇を年5日以上取得する職員の割合は、98.3%でした。
- 2 令和7年度の育児休業取得率について、女性職員の取得率は100%で希望者全員が取得しました。男性職員の取得率は90.0%でした。
また、育児休業を取得した男性職員のうち、1月を超える育児休業を取得した職員の割合は83.3%でした。
- 3 令和7年度の職員の平均超過勤務時間は、年度あたり約84.0時間（月あたり約7.0時間）でした。